

埼玉県立障害者歯科診療所指定管理者について

埼玉県福祉部社会福祉課

1 埼玉県立障害者歯科診療所指定管理者について

指定管理者：社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
埼玉県比企郡嵐山町古里1848番地
理事長 谷澤 正行

2 指定の期間について

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 選定理由（随意指定）

- ・障害者歯科診療は患者の障害や体調に合わせ治療を行うための高度な知識と技術を必要とする。
- ・社会福祉事業団は、障害者歯科について経験豊富な歯科医師を配置し、全身麻酔法など多様な手法を用いて利用者一人ひとりに対応した治療を行う体制を備えている。
- ・障害者歯科診療所は社会福祉事業団が経営する障害者施設の敷地内にあり、本体施設と一体的に管理運営することが不可欠である。

4 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の事業計画概要

① 基本方針

- ・関連する法令や条例、規則を遵守し、地域社会の一員として地域における障害児・者の歯科治療の充実及び口腔機能の向上に努め、障害者歯科診療所の設置目的の効果的な達成に努める。

② 管理執行体制

- ・障害者歯科について十分なトレーニングを積んだ経験豊富な歯科医師の配置
- ・障害特性を理解した経験豊富な看護師や歯科衛生士の配置

③ サービスの質を確保・向上させるための方策について

- ・地域の歯科診療所では治療困難な患者一人ひとりに適した安心・安全な治療の実施
- ・地域の歯科医師への研修協力
- ・摂食機能療法への積極的な取組

④ 個人情報の取扱い

- ・関係法令や条例を遵守し、社会福祉事業団の諸規程に沿って適切に取り扱う。
- ・重要文書の取扱い、守秘義務の重要性を職員に周知し、意識付けを行う。

⑤ 危機管理に対する方針について

- ・危機発生時の連絡対応のためのマニュアルを定め、緊急連絡網を整備
- ・不審者への対応マニュアルの整備・防犯カメラの設置